

2025年4月30日付け米国防省の監査報告書の概要

1. PFOS及びPFOAで汚染された廃棄物の保管について

- ・ 2023年1月25日及び26日、横田飛行場において、寒冷な天候状況により、消火システムから、PFOS及びPFOAを含む水（以下「PFOS等含有水」という。）、約250ガロンが漏出した。
- ・ 当該PFOS等含有水について、第374空輸航空団は、2023年2月、横田基地内の売店裏に保管した。同航空団は、立入禁止と警告する英語と日本語の標識を掲示したが、保管されていた区域は、基地内の人間が容易にアクセス出来る場所であった。なお、保管された容器からのPFOS等含有水の漏洩は確認されなかった。
- ・ 日本環境管理基準（JEGS）には、有害廃棄物保管区域への人の無許可のアクセスを防止しなければならないと記載されているが、第374空輸航空団は、指定された有害廃棄物保管場所が満杯であり、また、指定場所の外に適切に保管するための手順が整っていなかったため、PFOS等含有水を適切に保管しなかった。
- ・ 本事案を受け、既存の有害廃棄物保管施設が満杯であった場合の有害廃棄物の保管計画の作成・実施について勧告がなされた。
- ・ なお、第374空輸航空団は、PFOS等含有水を有害廃棄物保管場所に移動させた後、同年7月7日、米国防兵站局（DLA）処分サービスを通じて処分した。

2. 低濃度PCBを含む変圧器の処分について

- ・ 第374空輸航空団は、2019年11月に発注した横田飛行場内の熱電併給プラントの新設工事に伴い解体した変電所内の低濃度PCBを含む変圧器2基を処分するため、省エネパフォーマンス契約（ESPC）による事業者と同変圧器の所有権を移譲した。
- ・ 2020年の日本環境管理基準（JEGS）では、PCB廃棄物は、米国防兵站局（DLA）処分サービスを通じて処分することとされ、JEGSの要件の適用除外には在日米軍司令官による書面での承認が必要となっているが、第374空輸航空団は、今般のPCB廃棄物の処分に当たり、所定の手続を踏まなかった。
- ・ 本事案を受け、2022年のJEGSでは、在日米軍司令官の承認を得ることなく事業者がPCB廃棄物の所有権を移譲することが禁止され、2024年のJEGSにも引き継がれている。

- ・ なお、今般のＰＣＢ廃棄物の輸送及び処分は、資格を有する事業者によって行われたことが確認された。

３ 健康、生命及び安全に関する懸念事項に係る注意喚起

- ・ ２０２３年７月、第３７４空輸航空団に対し、特に以下の問題に対する注意喚起を行ったところ、当該注意喚起を受けた３つの勧告への対応は完了している。

ア 熱電併給施設の安全な運用に必要な、運用及び維持管理に関する文書がなかった。この文書がないと、第３７４空輸航空団は、同施設の安全な運用及び維持管理に必要な職員の配置計画や雇用が出来ず、同施設で働く職員の健康、生命及び安全に関する問題になり得た。

監査後、同航空団は、熱電併給施設の運用、維持管理、職員配属に係るすべての必要な文書を入手したことが確認された。よって、勧告への対応は完了している。

イ 第３７４空輸航空団には、水成膜泡消火薬剤（ＡＦＦＦ）の廃棄経路に係る漏出の防止及び対応計画がなかった。同航空団は、２０２３年１月２５日及び２６日に発生したＡＦＦＦを含む水の漏出を封じ込める方策を講じたものの、ＡＦＦＦの廃棄経路に係る漏出の防止及び対応について書面での計画がないと、将来他の漏出が発生した場合に、同航空団が漏出対応及び清掃を適切に実施することが保証されない。（日本環境管理基準（ＪＥＧＳ）によれば、漏出の防止及び対応計画には、漏出の封じ込め及び清掃に係る責任、任務、手続、要員の具体的な規定が盛り込まれるべきである。）

同航空団は、２０２５年２月、漏出対応チーム、現場の要員、周辺環境の生命、健康及び安全を保護するためのＡＦＦＦの廃棄経路に特化した複数の分野を含む基地の漏出防止及び対応に係る計画を更新した。よって、勧告への対応は完了している。

ウ ２０２２年１２月、第３７４空輸航空団は、横田飛行場内の９棟の建物におけるＡＦＦＦが含まれる消火システムを、給水機能と併せて停止した。これらの建物に給水機能を含む消火システムがないことにより、建物で勤務する又は建物を訪問する個人の健康、生命及び安全に関する問題になり得た。

影響のある建物全てで給水機能が再び始動したため、消火安全上の欠陥はもはや存在せず、危機管理計画を作成する必要はない。よって、勧告への対応は完了している。